

ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について

第4回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2020年11月30日



(空白)

資料の構成

1. 事後評価について

- 2. 法令に基づく事後評価(ストック管理・フロー管理)
- 3. 今後のスケジュール

ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2020年11月18日 電力·ガス取引監視等委員会決定)

電力・ガス取引監視等委員会(2020年11月18日開催)において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者(以下「ガス導管事業者」という。)の2019年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価(ストック管理・フロー管理)を実施することとする。(2020年11月11日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。)また、追加的な分析・評価として、ストック管理・フロー管理の確認の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1)対象事業者

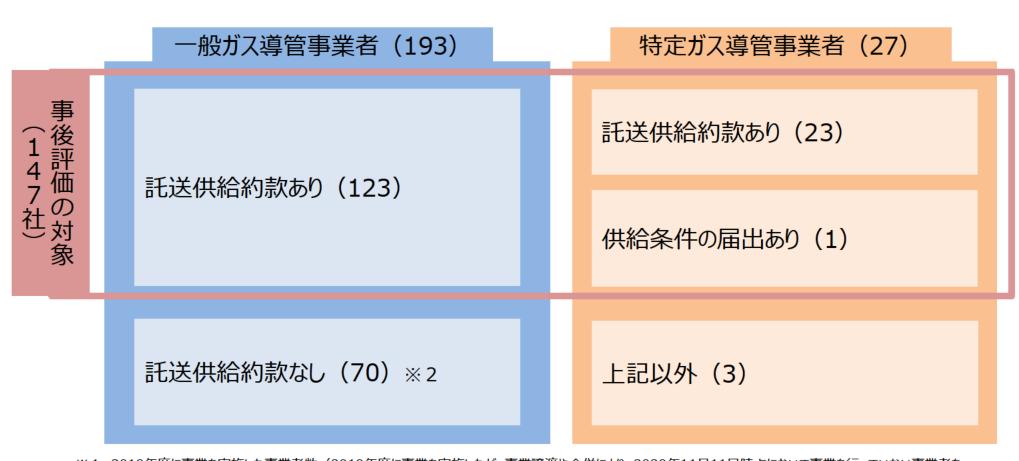
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導 管事業者(全147社)

2)評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価(ストック管理・フロー管理)
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

● 全国のガス導管事業者(220社※1)のうち、託送供給約款を策定している等の事業者(147社)について、2019年度収支状況を評価する。



- ※1 2019年度に事業を実施した事業者数(2019年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2020年11月11日時点において事業を行っていない事業者を除く。)
- ※2 ガスメーター取付数が少なく他社と**導管が繋**がっていない一般ガス**導管事業**者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の 承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※3 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

(参考)一般ガス導管事業者の競争・新規参入の状況

一般ガス導管事業者の中で小売事業者の新規・越境参入があるのは50事業者。

-般ガス導管事業者:全193事業者

託送供給約款あり(123)

新規・越境参入あり(50)

東京ガス	大東ガス	秦野ガス	岡山ガス
大阪ガス	角栄ガス	厚木ガス	水島ガス
東邦ガス	鷲宮ガス	松本ガス	広島ガス
西部ガス	伊奈都市ガス	静岡ガス	筑紫ガス
東部ガス	京葉ガス	東海ガス	高松ガス
北海道ガス	大多喜ガス	習志野市	久留米ガス
佐野ガス	野田ガス	サーラエナジー	鳥栖ガス
栃木ガス	東日本ガス	河内長野ガス	佐賀ガス
北日本ガス	京和ガス	伊丹産業	九州ガス
館林ガス	日本ガス(関東)	大和ガス	日本ガス(九州)
太田都市ガス	武陽ガス	桜井ガス	沖縄ガス
武州ガス	昭島ガス	大武	
東彩ガス	小田原ガス	大津市	

新規・越境参入なし (73)

託送供給約款なし(70) (新規・越境参入なし)※1

^{※ 1} ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて 託送供給約款を策定していない。

^{※2 2020}年11月11日時点(新規・越境参入は小売登録ベース、自社導管による供給も含む)

資料の構成

- 1. 事後評価について
- 2. 法令に基づく事後評価(ストック管理・フロー管理)
- 3. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方(法令に基づく事後評価)

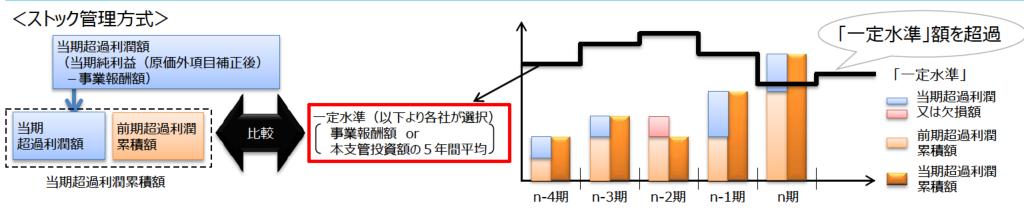
- 各社の<u>超過利潤累積額</u>について、一定水準額と比較し、変更命令(値下げ命令)の 発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。<u>(ストック管理)</u>
- 各社が想定単価と実績単価から算出した<u>乖離率が、変更命令(値下げ命令)の発動基準となる「-5%」を超えている事業者を抽出する。(フロー管理)</u>
- 上記事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、 当委員会の意見を回答する予定。

(参考:2020年11月18日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

● 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

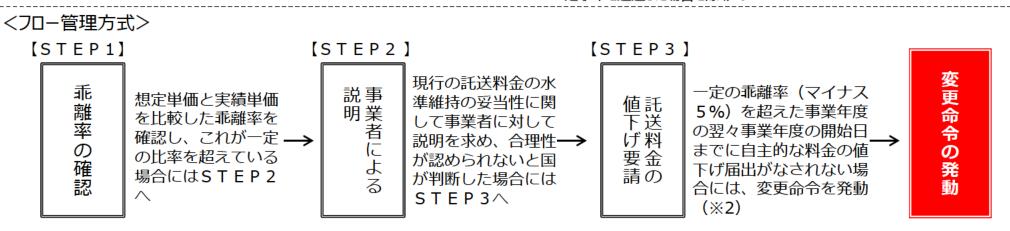
(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

● 2019年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、また、 想定単価と実績単価の乖離率が-5%を超過した場合は、原則として、翌事業年度の 開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。



当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動(※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。 ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動(n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。



ガス導管事業者の超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- JERA(四日市コンビナート)、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部 電力ミライズ、関西電力(堺地区)及び関西電力(姫路地区)の7社は、超過利潤 累積額が、変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。

	一般ガス導管事	業者(123社)	特定ガス導管事業		
超過利潤累積額(2019年度末)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	合計
一定水準額超過	1 ・小千谷市	0	6 ・JERA(四日市) ・南遠州PL ・秋田県天然瓦斯輸送 ・中部電力ミライズ ・関西電力(堺地区) ・関西電力(姫路地区)	0	7
一定水準額の2/3~3/3	6	2	0	0	8
一定水準額の1/3~2/3	6	4	1	0	11
0~一定水準額の1/3	10	7	1	0	18
0未満	55	43	13	4	115

- ※ 各社公表資料(2020年11月25日時点)より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
- ※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。
 - 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあっては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
 - 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2020年12月末まで、堀川産業にあっては託送収 支の公表期日が2021年1月末までとなり、2020年11月25日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②(料金の値下げ届出の確認)

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した7社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、南遠州PLを除き(次頁にその詳細を記載)、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。
- ※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)
- ※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度 (以下、本頁において「基準年度」という。)の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。 ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を 経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。
 - ➤ 2021年4月1日:4社(JERA(四日市コンビナート)、南遠州PL、小千谷市及び中部電力ミライズ)
 - ▶ 2022年4月1日:3社(秋田県天然瓦斯輸送、関西電力(堺地区)及び関西電力(姫路地区))

<参考>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(一般ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。
 - イ <u>当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに</u>、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき<u>託送供給約款料金の改定</u>(以下この(23)において「料金改定」という。)の認可申請又は届出がなされている場合。
 - □ <u>当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度</u>(以下この口において「基準年度」という。)<u>の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合</u>(ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。)。

(略)

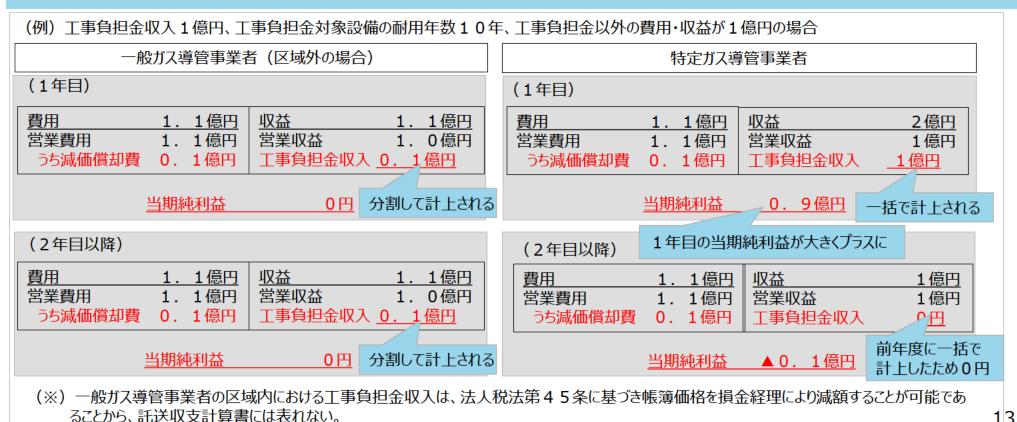
ガス導管事業者の超過利潤の状況③(制度的措置の提案)

- 南遠州PL(特定ガス導管事業者)の託送収支計算書を確認したところ、当期超過利潤額が 一定水準額を超過した理由は以下の通りであった。
 - 工事負担金(※1)収入を当期に一括して託送収支計算書の収入に計上し、工事負担金収入が当期純利益に算入した結果、その当期純利益をもとに算出された当期超過利潤額(※2)が一定水準額(※3)を超過したため。
 - (※1)通常、工事負担金は、工事依頼者から工事前に一括で支払いを受けることとしている。
 - (※2) 当期超過利潤額=当期純利益-託送供給関連部門事業報酬額(簡略化したイメージ)
 - (※3) 南遠州PLは、ガス事業託送収支計算規則に基づき、特定導管投資額の直近5年平均額を一定水準額と設定している。
 - これは、一般ガス導管事業者と異なり、特定ガス導管事業者に対して、託送収支計算書に工事負担金収入を耐用年数で分割して整理する等の制度的措置がないことによるもの。
- 南遠州PLの当期超過利潤は工事負担金収入によるもので、当該収入は工事費に充てられるため、還元するべき利潤がないことから、料金値下げは不可であり、上記を回避するため、一般ガス 導管事業者と同様の制度的措置を、特定ガス導管事業者に対しても速やかに講じるべきではないか。
- また、南遠州PLの2019年度の託送収支については、上記制度的措置を遡って適用することができないため、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルール(※4)の設定と託送収支の再提出を認めることとしてはどうか。
 - (※4) ガス事業託送供給収支計算規則第6条により、事業者は、事業実施に係る特別な事情が存在し、当該事情を勘案せずに託送供給収支を整理することが合理的でない場合に、適正かつ合理的な範囲内で、規定とは異なる算定方法を定めることができる。

(参考)

一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者の工事負担金収入の託送収支計上方法の違い

- 一般ガス導管事業者(区域外の場合(※))は、託送供給収支計算規則に基づき、工事負担金収入を、工事負担金対 象設備の減価償却費の費用計上と同様に、設備の耐用年数等で分割して収益計上することができる。2年目以降も同様の処 理がされ、結果、当該工事負担金に関わる金額は、収益と費用に計上される額が同じとなり、相殺される。
- 特定ガス導管事業者は、前記の制度的措置がないため、工事負担金収入を当期に一括して収益計上し、工事負担金対象設 備の減価償却費は耐用年数で分割して費用計上する。2年目以降は、収益計上はなく、工事負担金対象設備の減価償却 費のみ、耐用年数で分割した額を費用計上する。結果、当該工事負担金に関わる金額は、1年目は当期純利益をプラスに大 きく動かし、2年目以降はマイナス方向に動かす。



13

(参考) 南遠州PLの概要

一導/特導	会計年度	創立	約款制定	本店所在地	資本金	従業員数	導管設置地域
特導	4-3	2012/4	2019/12	静岡県掛川市	49,900万	4人	静岡県 袋井市 〜掛川市〜菊川市

[※]同社パンフレット等同社提供資料より作成

【託送収支計算書(抜粋)】

託送収支(項目)	値 (千円)
営業費用	81,647
営業収益	74,702
営業利益	-6,945
営業外収益 (工事負担金収入含む)	175,319

【導管ルート図】



【超過利潤計算書及び超過利潤累積額管理表(簡略版)】

超過利潤計算書(項目)	値(千円)
調整後託送供給関連部門当期純利益及び営業外費用のうち資金調達費用(①)	120,743
託送供給関連部門事業報酬額(②)	7,955
当期超過利潤額 (③=①-②)	112,788
超過利潤累積額管理表(項目)	値(千円)
前期超過利潤累積額 (①)	0
当期超過利潤額 (②)	112,788
還元額(③)	0
当期超過利潤累積額(④=①+②-③)	112,788
一定水準額 (⑤)	80,397
一定水準超過額(⑥=④-⑤)	32,392

(参考) 関連条文

●一般ガス導管事業者の供給区域外の工事負担金の措置

ガス事業託送供給収支計算規則

別表第1(第3条関係)

(7)「(償却分区域外工事負担金収入)」は、会計規則第4条に規定する工事負担金のうち、供給区域外において行うガスの供給に係る契約に基づくもの(以下「区域外工事負担金収入額」という。)について、当該区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却費の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額をその他託送供給関連収益の内訳として整理すること。この場合において、全ての区域外工事負担金収入額の整理については、同一の方法によることとし、かつ、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

●一般ガス導管事業者の供給区域内の工事負担金の措置

法人税法45条

(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

第四十五条 次に掲げる事業を営む内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によって便益を受ける者(以下この条において「受益者」という。)から金銭又は資材の交付を受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもってその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その固定資産にっき、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、(略)経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一(略)

- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項(定義)に規定する一般ガス導管事業
- ●事業者が定める算定方法について(事業者ルールの設定)

ガス事業託送供給収支計算規則

第六条 事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な事情が存在する場合であって、当該事情を勘案せずに託送供給等関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、事業者は当該算定方法を、あらかじめ様式第四に整理し、経済産業大臣(ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)第十五条第四項の表第十一号に規定する事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。以下同じ。)に届け出なくてはならない。この場合において経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。

ガス導管事業者の乖離率の状況①

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 26社において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「-5%」を超過している。

	一般ガス導管事	業者(123社)	特定ガス導管事			
乖離率(2019年度末)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	合計	
- 5%を超過	9	14	2	1	26	
$-5\% \sim -2.5\%$	6	9	1	0	16	
$-2.5\% \sim 0\%$	6	11	0	0	17	
0%以下	47	17	3	1	68	

- ※ 各社公表資料(2020年11月25日時点)より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
- ※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。
 - 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあっては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
 - 現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあっては、乖離率計算書が作成されないため。
 - 承認特定ガス導管事業者にあっては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
 - 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2020年12月末まで、堀川産業にあっては託送収 支の公表期日が2021年1月末までとなり、2020年11月25日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1(料金の値下げ届出等の確認)

- 乖離率が-5%を超過した26社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となりうる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が-5%を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する 予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。
- ※1 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が-5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の 開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。
 - ▶ 2021年1月1日:15社(東部ガス(秋田地区)、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、 ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス及び福山ガス)
 - ▶ 2021年4月1日:11社(JERA(四日市コンビナート)、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、 鳥栖ガス及び九州ガス圧送)
- ※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

<参考>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(一般ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

- ① (略)
- ② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率(マイナス 5 パーセント)を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合、又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

(略)

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2(料金の値下げ届出等の確認)

- 以下の表のとおり、22社において期日までに料金の値下げ届出を実施する予定、4社において合理的な説明を実施するとの回答であった。
- 前者については、今後、料金の値下げ届出の内容を確認することとし、後者については、 その説明が合理的かどうかの確認を行った(次頁以降)。

期	日までに料	合理的な説明を実施(4社)					
	_	一般ガス導管事業	業者(19社)		一般ガス導管	事業者(4社)
東部ガス(秋田)	-6.3%	中遠ガス	-15.8%	北日本ガス	-10.8%	犬山ガス	-7.6%
由利本荘市	-18.4%	野田ガス	-7.3%	東日本ガス	-8.7%	大垣ガス	-9.3%
熱海ガス	-13.6%	袋井ガス	-12.8%	水島ガス	-13.5%	福山ガス	-29.3%
入間ガス	-9.9%	湯河原ガス	-13.9%	筑紫ガス	-10.6%	広島ガス	-6.8%
佐野ガス	-9.2%	吉田ガス	-17.2%	鳥栖ガス	-9.7%		
静岡ガス	-17.9%	小千谷市	-5.0%				
諏訪ガス	-9.0%	小田原ガス	-14.3%				
	特定ガス導管事業者(3社)						事業者(0社)
JERA(四日市)	-121.7%	ガスネットワーク吉田	-35.1%	九州ガス圧送	-23.2%		

^{※「%」}は各社の乖離率

[※] JERAは、2019年4月1日に東京電力FP及び中部電力から特定ガス導管事業を承継した。

JERA(四日市)の料金原価は承継前に中部電力の会計整理に基づいて計算したが、実績費用は承継後にJERAの会計整理に基づいて計算したことにより、費用が大幅に減少することとなった。 一方で、実績費用の計算の際に控除収益となる事業者間精算収益は、ほぼ想定通りであった。

その結果、実績費用が大幅に減少したことが作用し、乖離率が「-100%」を超過した。(ガス事業託送供給収支計算規則第11条に基づき、詳細数値は非公表。)

ガス導管事業者の乖離率の状況③(犬山ガス:概要)

● 犬山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導/特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1931/10	愛知県 犬山市	17,600万	28人	愛知県内 1市2町	9,551個	無

[※]会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価(千円)(①)	1,765,011
想定需要量(千m³) (②)	65,556
想定単価(円/m³) (③=①/②)	26.92
実績費用(千円) (④)	1,688,786
実績需要量(千m³) (⑤)	67,915
実績単価(円/m³) (⑥=④/⑤)	24.87
乖離率(%) (⑥/③-1)×100	-7.62

ガス導管事業者の乖離率の状況③(犬山ガス:合理的な理由の確認)

犬山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2017年度に大口需要家A社の生産ラインの増強等が発生したことである。
- 他方で、2018年11月及び2019年10月にそれぞれ他の大口需要家B及びC社の廃業等による需要減があり、原価算定期間終了後、2020年9月時点において、想定に比べ実績の需要量が少ない状況である。
- そのため、大口需要家B及びC社の廃業等による需要減の影響が大きいため、今後も需要回復の見込みがなく、2018年度から 2020年度の3ヵ年の乖離率を想定すると、-3.75%となることから、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】_(単位 : 千m³)

		2017	2018	2019	2020	2021	2022
想知	官需要量	21,901	21,833	21,823	21,901	21,833	21,823
	A社	4,696	4,696	4,696	4,696	4,696	4,696
	B社	137	137	137	137	137	137
	C社	402	402	402	402	402	402
実績	青需要量	22,731	23,038	22,146	21,382	21,168	21,596
	A社	5,181	5,657	5,458	5,166	5,114	5,218
	B社	154	125	14	16	16	16
	C社	431	430	319	0	0	0

【2018年度~2020年度の想定乖離率】

項目	値
想定原価(千円) (①)	1,765,011
想定需要量(千m³) (②)	65,556
想定単価(円/m³)(③=①/②)	26.92
実績費用(千円) (④)	1,724,702
実績需要量(千m³) (⑤)	66,566
実績単価 (円/m³) (⑥=④/⑤)	25.91
乖離率(%)(⑥/③−1)×100	-3.75



犬山ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

^{※2020~2022}の想定需要量は、2017~2019の想定需要量を記載

^{※2020~2022}の実績需要量は、見込み

ガス導管事業者の乖離率の状況③(大垣ガス:概要)

● 大垣ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導/特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1912/1	岐阜県 大垣市	24,207万	53人	岐阜県 大垣市	18,009個	無

[※]会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価(千円) (①)	3,570,634
想定需要量(千m³) (②)	195,921
想定単価(円/m³) (③=①/②)	18.22
実績費用(千円)(④)	3,358,858
実績需要量(千m³) (⑤)	203,347
実績単価(円/m³) (⑥=④/⑤)	16.52
乖離率(%) (⑥/③-1)×100	-9.33

ガス導管事業者の乖離率の状況③(大垣ガス:合理的な理由の確認)

大垣ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、減価償却費及び事業者間精算費等の減少である。
- 減価償却費については、予定されていた導管延伸工事が国土交通省との調整のため、当初から3年延期となり、大きく減少した。なお、現在は当該工事が開始され、今後は想定通りの減価償却費が計上される。
- ・ 事業者間精算費については、2017年1月から3月の実績が計上されない算定ルールとなっていることから、乖離が発生している。
- 以上の2つの費用が計上されていた場合の乖離率は-3.84%となり、また、上記のとおり、次年度以降は乖離がなくなることが想定されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の費用想定】 (単位: FP)

		2017	2018	2019	2020	2021	2022
想知	官原価	1,157,641	1,183,241	1,229,752	1,157,641	1,183,241	1,229,752
	減価償却費	476,515	501,611	547,336	476,515	501,611	547,336
	事業者間精算費	176,417	176,417	176,417	176,417	176,417	176,417
実績	費用	1,105,812	1,131,833	1,121,213	1,143,126	1,187,052	1,260,230
	減価償却費	482,133	458,561	440,811	455,150	499,076	572,254
	事業者間精算費	123,396	165,397	166,131	173,705	173,705	173,705

- ※2020~2022の想定原価は、2017~2019の想定原価を記載
- ※2020~2022の実績費用は、見込み

【減価償却費及び事業者間精算費が計上されていた場合の乖離率】

項目	値
想定原価(千円) (①)	3,570,634
想定需要量(千m³) (②)	195,921
想定単価(円/m³) (③=①/②)	18.22
実績費用(千円) (④)	3,562,305
実績費用(千円) (④) 実績需要量(千m³) (⑤)	3,562,305 203,347



▶ 大垣ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③(福山ガス:概要)

福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導/特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万	90人	広島県 福山市	47,958個	無

[※]会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	值
想定原価(千円) (①)	6,281,998
想定需要量(千m³) (②)	158,055
想定単価(円/m³) (③=①/②)	39.74
実績費用(千円) (④)	6,283,159
実績需要量(千m³) (⑤)	223,509
実績単価(円/m³) (⑥=④/⑤)	28.11
乖離率(%) (⑥/③-1)×100	-29.27

ガス導管事業者の乖離率の状況③(福山ガス:合理的な理由の確認)

● 福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年~2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率 を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、1.21%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位: 千m³)

	\ -	1.2. 1 111 /	
	2017	2018	2019
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	52,742	73,543	97,224
うちA社の需要増 (実績 – 想定)	-	+19,801	+45,054

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価(千円) (①)	6,281,998
想定需要量(千m³) (②)	158,055
想定単価(円/m³) (③=①/②)	39.74
実績費用(千円) (④)	6,382,436
実績需要量(千m³) (⑤)	158,654
実績単価 (円/m³) (⑥=④/⑤)	40.22
乖離率(%)(⑥/③-1)×100	1.21

福山ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③(広島ガス:概要)

● 広島ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導/特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	4-3	1909/10	広島県 広島市	520,300万	637人	広島県内 7市4町	412,574個	有

[※]会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価(千円) (①)	39,403,382
想定需要量(千m³) (②)	1,398,299
想定単価(円/m³) (③=①/②)	28.18
実績費用(千円)(④)	38,481,092
実績需要量(千m³) (⑤)	1,464,766
実績単価(円/m³) (⑥=④/⑤)	26.27
乖離率(%) (⑥/③-1)×100	-6,77

ガス導管事業者の乖離率の状況③(広島ガス:合理的な理由の確認)

広島ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年度、2019年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、1.6%となり、翌年度以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】_(単位:壬m³)

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
想定	需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194
	大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405
実績	需要量	465,474	508,391	490,901	471,149	447,901	417,901
	大口需要家	283,896	334,437	319,053	299,301	276,301	246,301

- ※2020~2022の想定需要量は、2017~2019の想定需要量を記載
- ※2020~2022の実績需要量は、見込み
- ※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価(千円) (①)	13,134,460
想定需要量(千m³) (②)	466,099
想定単価 (円/m³) (③=①/②)	28.18
実績費用(千円) (④)	12,827,030
実績(想定)需要量(千m³) (⑤)	447,901
実績単価 (円/m³) (⑥=④/⑤)	28.63
乖離率(%)(⑥/③−1)×100	1.60

※想定原価、想定需要量及び実績費用については、 2017/4~2020/3の数値を3で除して算出。



▶ 広島ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

法令に基づく事後評価とりまとめ(案)

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。
- 事後評価の対象事業者のうち、7社(JERA(四日市コンビナート)、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力(堺地区)及び関西電力(姫路地区))については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。また、26社(東部ガス(秋田地区)、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA(四日市コンビナート)、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送)については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、犬山ガス、 大垣ガス、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合 理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の4社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
 - ③ ただし、②の事業者のうち、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した南遠州PLについては、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルールを設定(ガス事業託送供給収支計算規則第6条)した上で、再公表された託送収支において、超過利潤累積額が、一定水準額を超過しない場合には、変更命令の対象外とする。
- なお、南遠州PLでの事例を鑑み、特定ガス導管事業者における託送収支計算書の作成にあっては、一般ガス導管事業者と同様の制度的措置を速やかに講じることが適当である。

※2021年1月1日:東部ガス(秋田地区)、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス及び

ガスネットワーク吉田

2021年4月1日:JERA(四日市コンビナート)、南遠州PL、由利本荘市、小千谷市、中部電力ミライズ、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、水島ガス、筑紫ガス、

鳥栖ガス及び九州ガス圧送

2022年4月1日: 秋田県天然瓦斯輸送、関西電力(堺地区)及び関西電力(姫路地区)

(空白)

資料の構成

- 1. 事後評価について
- 2. 法令に基づく事後評価(ストック管理・フロー管理)
- 3. 今後のスケジュール

今後のスケジュール(ガス導管事業者の託送収支の事後評価)

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
	11/30 【本日】	・法令に基づく事後評価
2020年度	12/7	・法令に基づく意見回答(電力・ガス取引監視等委員会)
2020平/支	1月or2月	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ
	2月or3月	・とりまとめ結果報告(電力・ガス取引監視等委員会)